

とっとりプロボノプロジェクト ワーカー参加規約

この規約は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」といいます。）が実施する「とっとりプロボノプロジェクト」のワーカーに登録いただくにあたって、あらかじめご了承くださいたい事項をお示しするものです。ワーカーに登録することにより、本規約に同意したものとみなされます。

1. 事業概要

「とっとりプロボノプロジェクト」は、社会人や学生が仕事や勉学、趣味などで培ったスキルや経験を活かして鳥取県内の NPO 等の団体への支援を行うことで、団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的として実施するボランティアプログラムです。

ワーカーとして登録いただいた方のなかから、プロジェクト参加希望者を募り、プロジェクトの内容に応じてセンターがチーム編成を行います。1 団体に対して支援を行うワーカーの数、実施期間は支援内容により調整・決定します。事前準備・実施・報告にともなう支援先団体とワーカーとの調整はセンターが行います。プロジェクトは成果物の納品をもって終了とします。

2. 用語の定義

- (1) 「とっとりプロボノプロジェクト」とは、センターが実施するプロボノ事業を指します。
- (2) 「ワーカー」とは、センターの「プロボノワーカー登録」に登録しているボランティアの方を指します。
- (3) 「支援先団体」とは、当該年度にとっとりプロボノプロジェクトに申請・採択された団体を指します。
- (4) 「プロジェクト」とは、支援先団体とセンターの間で合意した成果物を作成する取組を指します。
- (5) 「チーム」とは、当該年度に実施するプロジェクトに参加するワーカーで構成されたグループを指します。

3. ワーカー登録要件

- (1) 「社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」実施要綱」に記載された内容を理解し、事業目的に賛同される方で 18 歳以上の方。
- (2) プロジェクト実施期間中、週 5 時間程度の活動時間を確保できる方。
- (3) 電話・メール等で、センターや支援先団体からの連絡にできるだけ迅速に対応できる方。

4. 登録方法等

- (1) センターのホームページ内の「プロボノワーカー登録フォーム」
(<http://tottori-katsu.net/registration/probono/>) より登録を行ってください。
- (2) 登録内容について、センター担当者が面談・電話・メール等で確認します。
- (3) 登録は毎年度更新します。登録を解除したい場合は、センターにお問い合わせください。

5. プロジェクトへの参加

- (1) プロジェクトへの参加は、プロジェクトの募集に対し、参加を希望するワーカーの中から、センターがチーム編成を行った上で確定します。
- (2) プロジェクト参加に当たっては、関係法令を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、ワーカーの責任において行ってください。

6. 報酬・交通費等

- (1) プロジェクト参加にかかる報酬は支給しません。
- (2) プロジェクト参加に必要な交通費は、次のものをお支払いいたします。
 - ① 鳥取県内の移動にかかる実費
 - ② 鳥取県外からの移動又は鳥取県外への移動を伴う交通費等の実費のうちセンターが特に認めたもの。
- (3) 当該年度のプロジェクトに参加されるワーカーのみなさんにはボランティア保険に加入していただきます。経費はセンターが負担し、加入事務もセンターがまとめて行います。

7. 成果物の権利の帰属

成果物の著作権は、原則として支援先団体に帰属します。ワーカーがプロジェクトに関連して作成した著作物がある場合には、ワーカーは当該著作物に関する一切の著作権（著作権法第 27 条および 28 条の権利を含みますがこれに限りません。以下、同様とします。）をセンターに無償で譲渡し、その後センターが支援先団体に当該著作権を譲渡するものとします。なお、ワーカーは著作人格権を行使しないものとします。

8. フリー素材の利用

成果物の作成に当たり、無償で利用可能な著作物（以下「フリー素材」といいます。）を使用する場合は、支援先団体に対して当該フリー素材の入手先及びその使用条件を報告するものとします。なお、成果物に使用できるフリー素材は、ワーカー自身が、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を十分確認し、当該権利を侵害していない旨保証できるものに限りします。

9. 業務委託・取引、再委託等の禁止

プロジェクト参加中に、チーム内のワーカーに対して業務を委託するなど、あらゆる取引関係を結ぶことはできません。また、ワーカーは成果物の作成を第三者に委託（再委託）することはできません。

10. 個人情報保護方針の遵守

プロジェクトを通じて知り得た機密情報（支援先団体の業務、ノウハウ、技術上の秘密および団体や利用者等関係者の個人情報）は、プロジェクト参加中だけでなく、プロジェクト終了後もセンター及び支援先団体の事前の承諾がない限り第三者に開示、漏えい等しないものとします。

11. 情報発信の許諾

- (1) プロジェクトに関して、ウェブサイト、ブログ、ソーシャルメディア等を利用して情報発信する場合や、ポートフォリオなど個人の活動実績として掲載する際には、事前に支援先団体から許可を得て、とっとりプロボノプロジェクトにおける活動もしくは成果であることが分かるよう記載・発信ください。なお、他のワーカーが映った写真の利用や、他のワーカーに言及する場合には、事前に当該ワーカーからも許可を得てください。
- (2) (1)に関して、事前に支援先団体やワーカーから許可を得る必要がある場合は、当該許可の有無についてセンターに報告してください。
- (3) センターは、プロジェクトの成果物、プロジェクトの進捗状況、ワーカーの活動内容、ミーティング風景等を、事業報告書、講演・セミナー等におけるプレゼンテーション資料、ウェブサイト・Facebook ページ等インターネット媒体、出版物、新聞・テレビ等マスメディアの取材対応において紹介させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。なお、このことに関して、特定の配慮を必要とする場合や公開を希望されない場合などは、事前にセンターへご連絡ください。

12. 個人情報の利用

登録者の個人情報(住所、氏名、電話番号など)は、とっとりプロボノプロジェクトのために使用し、その他の目的には使用しません。